

譲渡会運営支援ボランティア実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の業務を支援するボランティア（以下「業務支援ボランティア」という。）のうち、センターに収容された犬・猫等の動物の生命を尊重し、できうる限り生存の機会を与えるために実施する譲渡会に関するボランティア（以下「譲渡会運営支援ボランティア」という。）の設置及び運営のために、必要な事項を定める。

(譲渡会運営支援ボランティアの要件)

第2条 譲渡会運営支援ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録している者
- (2) 業務支援ボランティア審査要領に規定する審査を通過した者
- (3) センター職員の指示のもと、活動を行う者
- (4) 多種多様な考え方を受け入れ、川崎市の方針に従う者

(活動内容等)

第3条 譲渡会運営支援ボランティアは、主に次の内容にかかわる活動を行うこととする。

- (1) 譲渡会等の運営支援
- (2) 譲渡会等の広報支援
- (3) その他センター所長が必要と認める事項

(譲渡会運営支援ボランティアの登録)

第4条 譲渡会運営支援ボランティアに登録を希望する者は、譲渡会運営支援ボランティア登録申請書（第1号様式）、同意書（第2号様式）をセンター所長に提出し、譲渡会運営支援ボランティア個別研修を受講するものとする。

(情報提供・確認)

第5条 センター所長は、譲渡会等の実施に際し、譲渡会運営支援ボランティアに対して、実施日時等を情報提供し、参加の意思を確認するものとする。

(変更・抹消等)

第6条 譲渡会運営支援ボランティアは、譲渡会運営支援ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに譲渡会運営支援ボランテ

ィア登録申請書記載事項変更届（第3号様式）をセンター所長に提出しなければならない。

- 2 譲渡会運営支援ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかに譲渡会運営支援ボランティア登録抹消届（第4号様式）を提出しなければならない。

（登録の取り消し）

第7条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

（委任）

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。